

山口・長門国分寺跡

ながとこくぶんじ

- 1 所在地 山口県下関市長府宮の内町
- 2 調査期間 一九八七年(昭62)二月～一九八八年五月
- 3 発掘機関 下関市教育委員会
- 4 調査担当者 伊東照雄・橋本 修・中野和浩・山寄 薫
濱崎真二・片平(旧姓) 智子・宝川昭男
- 5 遺跡の種類 寺院跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代～明治時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(安岡・小倉)

長門国分寺跡は、長門国府推定域の中で、中心施設が分布する字

亀の甲周辺域の砂礫台地の北辺に立地する。調査地は、長門国分寺の西限域に比定される。今回の発掘調査は、宅地造成工事に伴うものである。

調査の結果、国分寺創建期以前の遺構として、性格不明の溝状遺構LX1120

Aが検出された。遺構は、やや東偏して南北方向にのび、幅約8mを測る。一段ないし二段の階段状に掘り込まれ、西壁下部には杭が打たれており、明らかに人為的に加工されている。自然堆積と考えられる遺構の埋積土は上下に二分され、下層は無遺物砂層、上層は木簡その他の人工遺物を大量に含む粘質土である。上層の埋積年代は遺物の年代から奈良時代と考えられる。ここから、「美」の墨書が認められる杯身を含む須恵器、土師器、銅の付着が認められる埴塼などとともに、木簡一点及び木簡状木製品三点が出土した。

木簡状木製品のうち、一点は未製品で、柾目の厚手の板材の下端を両側面から削る。先端は面取りし、平坦。板面の断面は、先端部が薄くくさび状を呈し、表裏の両面ともに丁寧な調整を施す(二〇二mm×四三mm×一七mm ○五一型式)。もう一点は未使用品で、柾目のヒノキ材の先端を両側面から削り尖らせ、両側面から切り込みを入れ、圭頭に作る。表裏の両面ともに丁寧に削られ、木簡材としては完成しているが、墨書は認められない(二四七mm×二七mm×六mm ○三三型式)。最後の一点は、表裏の両面ともに傷みがひどく墨書は確認できない。板目のスギ材で、厚手の板材の両端に両側面から切り込みを入れ方頭を作る。上端部は切断、面取り。下端は損傷により不明である(一九三mm×三七mm×一三mm ○三一型式)。



「美」

墨書土器

8 木簡の釈文・内容

(1) □三荷遣故領不有

(183)×(45)×6 081

片面に墨書が認められる。上端は折損。ケガキ状の切り込みが認められるため、あるいは切り折りか。下端は切断。左側面は割損。右側面は削り。板目のスギ材である。

内容は、何らかの物品の送付に関わる文書木簡の一部と思われるが、正確に文意をとることはむずかしい。領は「うながし」(物品や作業の管理者)であろう。「□三荷を遣す故に、領、有らず」(□三荷を〈領に担当させて〉送ったので、領がない)、あるいは「□三荷遣す、領有らざるが故に」(□三荷を遣す。領がないので)などの解釈が可能であろう。

9 関係文献

下関市教育委員会『長門国分寺跡 長門国府周辺遺跡発掘調査報告書Ⅵ』(一九八八年)

(濱崎真二)

